

公共施設の再配置や利活用を審議

「公共施設在り方審議会」開催

只見町公共施設在り方審議会の第1回会議が7月24日、只見公民館で開催されました。この審議会は町長の諮問に応じ、町の公共施設の再配置や利活用について調査・審議するために設置されています。第1回の今回は、目黒副町長から田代季生会長に諮問書が交付されました。

会議では、老朽が進み維持管理費の増加が予測される公共施設について、町の現状や取り巻く環境の変化を踏まえ、その在り方や利活用など将来方針について審議しました。今後、審議会を開催し、年内に町に答申書を提出する予定です。



▲諮問書を交付する目黒副町長(左)と受け取る田代会長(中)、飯塚敏明副会長

「季の郷湯ら里」の今後について

観光開発審議会が答申書を提出

町から諮問を受けていた只見町観光開発審議会(田代季生会長)が8月3日、「観光開発計画について」(交流促進センター「季の郷湯ら里」の施設のあり方について)の答申書を町に提出しました。

答申書では、季の郷湯ら里が観光交流の拠点であり、町民の食事・入浴・宴会利用といった憩いの場としての役割もあることを踏まえ、滞在型観光における拠点としての客室増設や、ホールなどバブリックススペースの施設機能について、需要の変化に対応した見直しが必要だと示されました。



▲答申書を手渡す田代会長(左)と受け取る渡部町長

令和7年度個人県民税の納付

町に県知事から感謝状

個人県民税の納付が優良であった自治体に対する知事感謝状贈呈式が8月18日に町役場で行われ、佐藤隆広南会津地方振興局長から渡部町長に感謝状が手渡されました。

佐藤局長は「只見町は令和7年度における個人県民税の賦課徴収において、非常に高い実績であった。日頃からの尽力に敬意と感謝を表す。引き続き、税務行政や県政運営にご協力をお願いしたい」と述べました。

これからも完納を目標に計画的な納付へのご協力をお願いいたします。



▲感謝状を手渡す佐藤局長(右)と受け取る渡部町長

医療・福祉の充実を求める

保健福祉審議会が答申書を提出

町から諮問を受けていた只見町保健福祉審議会(新国守会長)が8月20日、答申書を町に提出しました。

答申書では、「第二次只見町国民健康保険朝日診療所基本計画」について概ね妥当なものと判断した上で、計画内容の周知や医療体制の確保、他医療機関との連携などを求めました。また、旧あさくさホームの具体的な利活用について、ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、高齢者および障がい者のケアや活動の場、多世代交流スペース等を設けた複合施設としての利活用を軸とすることを提案されました。



▲答申書を手渡す新国会長(左)と受け取る渡部町長

小中一貫型小中学校づくりに向けて

只見町学校づくり委員会で検討

町では、令和7年度只見町小学校改革審議会の答申を踏まえ、小学校を統合し小中一貫教育の推進、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう、新しい学校づくりを進めています。令和8年度は基本計画の策定に向け「只見町学校づくり委員会」を立ち上げ、新しい学校の教育内容や学校運営、施設整備、地域との連携などについて、保護者、学校関係者、地域住民、有識者などが幅広い意見を交わし、協議・検討を行っています。

年度内に委員会及び専門部会を複数回開催する予定で、8月までに第1回から第4回が開催されました。第1回委員会では只見町立小学校統合基本構想の共有とスケジュールの確認が行われ、第2回委員会では委員会の運営計画と町民アンケートの内容について検討がされました。

第3回委員会では児童生徒、保護者、地域住民を対象に行われた町民アンケートの結果を踏まえ、「特色ある学校づくり」をテーマに熟議がなされました。3グループに分かれ、小中一貫型小中学校からイメージする言葉を書き出し、分類ごとにまと

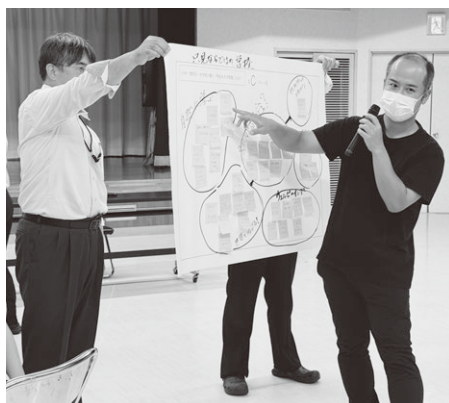
めました。各グループからは「只見愛を育成していける」「個々を尊重した学び合い」「3地区の特色を学ぶ、文化の融合」などの考えが発表されました。

第4回委員会では総務部会、教育課程部会、学校整備・運営部会の各専門部会に分かれ、「只見ならではの学校づくり」について熟議がなされました。

委員会の開催状況や会議内容などは町ホームページに掲載しています。



町ホームページはこちら



▲委員が主体となり、意見を出して発表、共有しています

只見公民館や布沢簡易郵便局で診察

遠隔診療実証事業の周知イベントが開催

次世代高速通信基盤「IOWN(アイオン)」を用いた遠隔診療実証事業の周知イベントが8月27日、只見公民館と明和公民館で行われました。

イベントの第1部では、朝日診療所と横浜、会場の各公民館をオンラインで接続して行われました。渡部町長と(株)ディー・エヌ・エーの岡村信悟代表取締役会長が挨拶をし、朝日診療所の城所長より健康講話がありました。

第2部では、事業担当者より事業概要の説明や医療機器の紹介がされました。遠隔診療は、医療機関まで遠いなど、通院が困難な患者の受診機会の確保や災害時の医療確保など、特に地域医療での活用が見込まれています。通常の外来通院や医師の訪問診療などの対面診療と組み合わせで行います。診察では、看護師が専用の機械を使い、患者のエコー(超音波)画像を撮影したり、デジタル聴診器で心音を聞いたりします。得られた画像や音声は、朝日診療所にオンライン機器で送られ、医師は遠隔での診察ができます。

9月から令和9年2月の実証期間中は、原則毎週木曜日の午後に、只

見公民館と布沢簡易郵便局の隣接地に設置する医療コンテナ内で受診できます(場所は隔週で交互に実施します)。当日は保険証、おくすり手帳、現金が必要です。診察料はその場で支払い、薬はいつものように薬局で受け取るか、ご自身の状況等により自宅で処方できる場合もあります。

遠隔診療の受診には電話での事前の相談・予約が必要です(9月分の予約枠はすでに埋まっています)。

●ご予約・お問合せ先

朝日診療所(予約)

☎0241-84-2200

【受付時間】

平日午後1時30分～3時

(休診日を除く)

【受付時間外】

☎0241-84-2221



▲遠隔診療の専用機器を説明する担当者